

財 関 第 85 号
平成 26 年 1 月 31 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

- ①別紙 1-1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。
- ②同通達 13 の 4-3 の [計算例] を別紙 1-2 のように改める。

第 2 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

税関様式 C 第 5450 号を別紙 2-1 のように、税関様式 C 第 5450 号-2 を別紙 2-2 のように改める。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 2-3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成 17 年 8 月 22 日財関第 1059 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成20年6月13日財関第678号）の一部を次のように改正する。
別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。